

県高支部ニュース 2008.10.7 No20

兵高教組神戸県立支部 神戸市中央区北長狭通5-2-10 TEL/FAX 078-351-3252
支部ニュース投稿先:県高支部E-mail: ken_koube@yahoo.co.jp 兵高教組HP: http://www.hyogo-kokyoso.com/

自ら決めたことも実施できない...

機能不全状態なのか“県教委”!?

第170回中央委員会より

9月26日、賃金改定なども含めた私たちの職場と教育条件整備へのさらなる改善とを求めていく兵庫県高等学校教職員組の中央委員会が開催されました。このなかで、県教育委員会が自らから決定し実行するとしたものが未だに実行されないという状況に関心が集まりました。

機能不全1.“新勤評”への不服申し立て後、1年近く審査委員会が未開催。

「教職員評価育成システム」が試行導入されて3年目の「評価」が出され、いまは開示の準備が進められています。この評価に対しては不服がある場合は、申し入れをすることができ、県教委は「審査委員会」を開催することと決定しています。昨年度、県下で数名の方が不服申し立てをしましたが、それから1年近くがたっても未だに「審査委員会」が開かれるという連絡を本人ももらっていません。たまりかねた本人が県教委に直接電話しても「知らない」という有様。この制度そのものに私たちは反対していますが、仮に本格実施されて「評価」によって賃金が連動されるようになれば、一年間も放置しているいまの状態は許されません。仮にどう裁定しようと県の立場からすれば、“それでおしまい”のはずのいまの評価への不服申し立てを一年間も放置して、今年度新たに「評価」できるのでしょうか？ また昨年度以上に増えると予想される不服申し立てにどう対処するのでしょうか？

機能不全2.「部活動の校外での対外試合については割り振り変更」指示すら降りず

昨年度末の3月下旬、県教委は、上記のことを通知として各校に降ろすと高教組に一方的に伝えてきました。実際その通知は各職場に届いているはずですが、部活動については本務ではなく「委託業務」ですから、通知には課題がないわけではありませんが、未だに「聞いていない」という校長が多い状況。なぜ県教委は特段予算措置がいるわけでもないこの変更を管理職に指示徹底できないのでしょうか？

機能不全3.「育児短時間勤務制度」を設けても、実際には取得は不可能

今年度4月1日新設でできたこの制度は、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務ができる」というもので、具体的には、週20・24・25時間のなかから選択して1年以上1年以下で請求できるとなっています（詳細は『教職員のための休暇制度』兵庫県教育委員会発行）。例えば、午前中は勤務せずに午後から出勤することが可能なわけです。ですが実際はそうすると授業やその他の指導に支障が出るので代替の教員配置が必要となるはずですが、しかしながら、この制度を利用して、11月から短時

間勤務を希望した職員が取得できない状況にあることが判明しました。まずは、請求の書式が作られていない、代替教員の制度がない等々。この制度は「絵に描いた餅」ですか？

これらはすべて県教委が思いつきではなく検討して文書化した制度のほうです。なぜ自らが決めたことを半年から1年近くたっても「できない」のでしょうか？ もはや「機能不全」としかいえない状況にあると思われます。私たちは、昨年度の「新行革プラン」による人員削減が影響しているのではと憶測していますが、例えそうでも看過はできません。私たち神戸県立支部は、1については、昨年度のILOからの調査団からも疑問が呈されましたが、ただちにこの制度自体を中止すべきだと思います。2・3については、直ちに高教組と協議の上、早急に改善を求めるべきだと思います。（TM）

県人事委員会との第3回交渉から

(SN)

署名へのご協力、有難うございました。その力を得て、10/2、兵庫県人事委員会と第3回目となる交渉を行いました。人事委員会は、私たちの給与を勧告する機関として、県当局から独立しています。県当局は、その勧告をもとに私たちの給与を決定します。

ところが、上の記事『機能不全状態なのか“県教委”!?’と同じく、ここでも、『機能不全状態なのか“人事委員会”!?’と言わざるを得ませんでした。

例えば、三権分立が民主主義の基礎であるはずですが、そのなかの司法が、行政に対して何も言えなくなってしまっているとすれば、その国は機能不全状態に陥っています。

それを、今回の交渉で感じました。彼らの言い分はこうです。

「昨年度人事委員会が勧告を出した後、県行革の下で、職員の給与は抑制された（つまり、勧告通りではなかった）。でもそれは、県当局との労使交渉のあと、議決されたことだから、人事委員会の管轄外。（だから）そのカットによって官民較差が生じているが、人事委員会としては、行革による賃金カットがなかったものとして勧告を出す予定である。その場合、官民格差はほぼ拮抗している。」

この、県に対して腰砕けになっている人事委員会に対し、私たち交渉団から怒りと憤りに満ちた意見が集中しました。最後に、高教組雨松副委員長は、臨時教職員の問題も踏まえながら、こう指摘しました。

「旧行革の10年が失敗し、新行革も同じ轍を踏んでいる。中には、福祉や教育を削ったからこれだけの被害ですんでいるんだ、というバカな声も聞こえるが、そのとき、あなた方（人事委員会）は県に追随した。しかし、あなた方は、まっすぐ現実を見ずして、『格差があるから是正せよ』と言うべきだったのだ。そうすれば、行革で同じ失敗は繰り返さない。例えば、偽装請負の問題の解決に向けて、労基署が大きな役割を果たしている。その役割を、人事委員会は果たすべきなのだ。」

～支部ニュースは、高教組のHP (<http://www.hyogo-kokyoso.com/>) で、カラー版で見ることができます。～

10～11月の予定

10月18日(土)	辻井喬講演会「文学と人生」	14:00～	六甲荘
19日(日)	DCI神戸集会	13:00～	勤労会館
25日(土)	神戸市教育研究集会	10:00～	勤労会館
25～26	近畿ブロック青年教職員学習交流集会 in 奈良		奈良県教育会館
11月15～16	兵庫県教育研究集会		高砂・加古川市内

神戸市との交渉の報告

9月29日、センター神戸(全神戸市労働組合センター)が対神戸市交渉を行いました。予め提出した各分野からの96項目(うち教育分野17項目)の要求に対して、当局からたいへん整った形式の文書回答がありました。内容はまことに不満な渋いものでした。

例えば高校生の就職について - 求人票に示されている労働条件と実態がかけ離れていて(つまり実態があまりに劣悪で)、高校が卒業生やその保護者から攻められるケースが少なくないこと。また、成人の場合でも労働者派遣制度の問題 - 日雇い派遣・細切れ派遣・期限付き雇用などにつき改善の要望が続きました。

なかでも“もっぱら派遣”(主要産業を握る大企業自身が派遣会社をつくり、傘下の関連企業に雇用調整可能な=首切り自由な労働者を送り込む)の横行によりほとんど奴隷常態で搾取されている実態の訴えには、市側も息を飲んで聴き入っていました。

県高支部からは教育費が高い一方で家計の困難な生徒が増えていることを指摘し、奨学金の一層の拡充を要望しました。市側は真摯に耳を傾け対応しましたが、これらはいずれも新自由主義による構造改革の歪み・矛盾の現れであり、国政の大転換なくして改善は期待できないことを双方確認しあうとう少し奇妙な終わり方をしました。



この写真は
ネット上では
公開できません。

お郷ことばで憲法9条

ながられたら
なぐりかえすやりかたは、
昔流のあほな、うとい考え方や、
さかいにもうこいからは、
かしこうして、
戦争のせん、
新しい日本につくりかえると、
世界の人の向って
たんかを切ったんや。
そやかいかい何があつても
平和主義でいくのが
あがらの務めやさかい、
これをもちつたらそれこそ
しまいやと心から決意をした。

和歌山県田辺市

『9条カレンダー』より、10月

累々と重なる死体の中から助け出された少女。
(2003年、イラク)

神戸の歴史を歩いてたしかめよう!

第11回 三石(みついし)神社

再び、和田岬へもどってすすめます。三菱重工前の道を北上して、交差点を越えたところに今回の三石神社はあります。

「三石」の由来は、200年、神功皇后が三韓遠征の凱旋帰国中に船が潮に巻き込まれ和田岬に上陸して進退を卜占い、その際に3つの石を立てて、廣田神社・生田神社・長田神社・住吉神社の神々を祀ったといわれています。または三韓遠征に向かう際に産気づいた神功皇后が、月延石や鎮懐石と3つの石を腰に巻いて出産を遅らせ帰国後無事に産果たしたという伝説なども残されています。他にも602年には推古天皇がこの地を訪れて玉座とした石を三石(右写真)と呼んだとの説もあります。神社は、元はより海岸に近いところにありましたが、1906(明治39)年、三菱神戸造船所の拡張にともない現在の地に移転してきました。



1945年3月17日、「空襲の終わり頃より造船所付近に敵機侵入...社務所大玄関にエレクトロン5・6発落下し、防空壕より出て空き地に避難せんとせしS社司母堂、肩先に一弾命中。人事不省となられ、S社司は発火中のエレクトロン焼夷弾を手づかみにて外に投出されため、両腕顔面等を火焼しつつ、K社掌と共に消火し、事なきをえたるを以つて、母堂の手当をしたるも、間もなく暇幽さる。然るに又焼夷弾、玄関並びに大広間等に落下し、敢闘も終に効無く炎上せし...」(『社務日誌』より抜粋)



『現時局下の防空』(1941)には、「エレクトロン焼夷弾は、燃えつくす迄は消えないので、濡簀類や、砂、土等を被せて火勢を抑え、長棒やシャベル等で戸外に持ち出す」と解説されていますが、実際は「数千度に達する高熱の火柱を吹き上げ鉄をも溶かす」兵器です。これを母親の「肩先に」直撃されたり、「手づかみに」したり、とは。

左の写真は、焼夷弾で焦げた鳥居(この鳥居は阪神大震災でも倒壊し再建されました)と焼夷弾で損傷した箇所からコンクリートで埋めた灯籠です。(TM)

「三石神社」は 兵庫区和田宮通3丁目2-51